

議案関係庶務報告資料
No. 2
保 健 所

平成24年6月13日

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例について

生活衛生課

1 趣 旨

平成24年3月に東京都ふぐの取扱い規制条例が改正され、今まで免許を持つふぐ調理師以外は取扱えなかったふぐ加工製品をそれ以外の人でも飲食店等で提供できることとなる。その条件として、ふぐ加工製品取扱届の提出、届出済票の掲示等が義務付けられる。これに伴う届出事務等は、都から特別区へ移譲されるため、葛飾区事務手数料条例にふぐ加工製品の取扱届出済票の交付及び再交付の手数料規定を加えるものである。

*ふぐ加工製品

- ①内臓（有毒部位）を除去し、皮をはいだもの（身欠きふぐ）②精巢（白子）③ふぐ刺身など加工をしないで食用されるもの ④ふぐちり材料など簡易な調理で食用に供されるもの

2 改正内容

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）に、以下の内容を加える。

事務	事務手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期
東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年東京都条例第51号）第17条第2項及び第4項の規定に基づくふぐ加工製品取扱届出済票の交付・再交付	届出済票交付手数料	一件につき	3,000円	届出のとき
東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年東京都条例第51号）第17条第2項及び第4項の規定に基づくふぐ加工製品取扱届出済票の交付・再交付	届出済票再交付手数料	一件につき	2,400円	再交付申請のとき

3 施行期日

平成24年10月1日

4 周知方法

6月～10月に寿司、酒場等関係する事業者に対して実施する食品衛生実務講習会にて、概要及び手続き方法等について説明する。

また、広報かつしか（9月15日号）、ホームページにも掲載する。